

タロウくんのケース

ボク、タロウ。もうすぐ5さい。おかあさんがボクをつれておうちをでたんだ。これからおとうさんとおかあさんは『リコン』するんだって。リコンでなんだろう？モヤモヤする。



リコンするとボクにはおとうさんのおうちと
おかあさんのおうちができるんだって。
おうちがふたつになるんだ。そのほうがみんなが
しあわせなんだって。モヤモヤする。おとうさんにはいつあえるの？

モヤモヤする。

おとうさんとあえるひがきまったって。
ボクのたんじょうびだって。もうすぐだ！



ボクがおとうさんとあうことを
『めんかいこうりゆう』っていうんだ。

でね、そのおてつだいでくれるひとがいるんだよ。そのひとはモヤモヤした
らなんでもきいてねってボクにいった。おとうさんもおかあさんもりょうほうだい
すきでいいよっていった。ボクからモヤモヤがきえて、いまはふたつのおうち
がだいすきなんだ。

ハナちゃんのケース

おとうさんとおかあさんは リコンして ワタシには おとうさんとおかあさんのく
らすふたつのおうちができたの。そのほうが みんながくるしくなくていられる
からなんだよ。

おかあさんが ときどきオニさんになるのは ワタシがわるいからじゃなくて
おかあさんがココロのびょうきだからだよって おとうさんがおしえてくれた。

ワタシは おかあさんと『めんかいこうりゆう』をするの。おかあさんはオニさ
んになりたかったわけじゃないんだもの。

それに おかあさんだけじゃない。

ココロのびょうきのおともだちは
ワタシにもいるんだもん。



てれびでんわにうつるおかあさんはわらっていたの。みんなにおはなしをき
いてもらって あんしんできるようになったんだって。おかあさんはワタシを愛
してるっていつてくれた。ココロのびょうきをなおしていくって。こんどは おか
あさんとてをつなぎたいな。めんかいこうりゆうをおてつだいでくれるひとと
おはなししてみよう。ワタシはやっぱりおとうさんもおかあさんもちがいます。

面会交流支援者の多面的役割について

面会交流支援者（ペアレンティング・コーディネーター）の役割とは、

- ①探知的、②教育者的、③メンタル・ヘルス専門家的、④裁判官的、
⑤子どもの代弁者的役割といった多面性があるとされます。

①探知的役割：離婚する父母とお会いして傾聴を致しますと父母の話が180
度違うということがあります。こうした状況の中で、父母の希望や生活の全
体像を把握するために、さまざまな情報を収集・分析することによって抽出
される「解決すべき課題」は何かを考えていく役割です。

②教育者的役割：子どもの発達上の「必要なこと」で「満たされなければい
けないもの」は何か。父母の離婚によって、子どもの生活環境と生活水準が
大きく変動することがないよう問題解決の仕方や子どもと父母との関わり
方、そして人生をいかに前向きに生きていくかなどを教える役割です。

③メンタル・ヘルス専門家的役割：離婚という出来事に対して子どもを含む
当事者それぞれが、ストレスを受けて体調をくずしたり、気持ちが不安定に
なって、これまで出来ていたことが出来なくなり、自分の力以外のケアやサ
ポートが必要になります。これには心身の問題だけではなく、『家族を失
う』『PTSDなどの精神疾患により働けなくなる』『収入が減る』などの変化
によって起こる問題もあります。このような変化の結果、『必要なこと
のうち何が出来なくなったのか』『これまで通り何がしたいのか』『それには、
自分ではどこまで出来て、どこから先のケアやサポートが必要なのか』とい
うことを明確にし、それに対応していくことになります。

④裁判官的役割：面会交流その他の監護の大枠については裁判所ですでに合
意決定されており、面会交流支援者はその合意文章を基に面会交流支援を行
なっていきます。この時点において、父母の離婚により「必要なこと
のうち何が出来なくなったのか」が、はっきりとされます。よって、「これまで通
り何がしたいのか」の範囲には、『必要なこと』『満たされなければいけ
ないもの』に基づくものもありますが、加えて『要求』『望むこと』『こうし
て欲しいと思うこと』といった類のものが入ります。これらの細々とした争い
については最終的に面会交流支援者が提示する支援団体のルールに基づいた
決定権があり、その決定により、離婚当事者の対立感情を抑えることが出来
ます。

⑤子どもの代弁者的役割：離婚当事者の争いに対して面会交流支援者が最終
的に決定を下す際には、その判断基準は、子どもの『必要なこと』『満た
されなければいけないもの』が最優先されることになります。

参照：棚瀬一代心理相談室 <http://tanase-therapy.com/blog/>

～育児は育自～



面会交流支援

一般社団法人 びじっと

離婚と子ども問題支援センター

団体概要

団体名称	一般社団法人 びじっと・離婚と子ども問題支援センター
住所	〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町6-86-1 関内マークビル5F 行政書士阿部オフィス内
設立	2007年(平成19年)8月1日

お問い合わせ

TEL 090-3067-1729

受付時間：
9時～20時まで

<http://www.npo-visit.net/>



両親の離婚を経験する子どもたちの遊び場

結 yuji <http://www.npo-yui.org/>

面会交流の事前相談・受理面談について

事前相談、受理面談では、父とその代理人の方、母とその代理人の方が同席の上で、Skypeのテレビ電話にて行います。

父とその代理人の方は、何月何日の何時を希望。

母とその代理人の方は、何月何日の何時を希望。

と、希望日時をHPのお問い合わせフォームからお知らせください。

ご利用料金

業務名	時間	料金	摘要
事前相談・受理面談 Skype(テレビ電話)	10~20時	60分/ 5,000円	完全予約制
間接的 面会交流支援	3時間	15,000円	Skypeのテレビ電話を利用。
日時詳細連絡調整型 面会交流支援	1回	4,000円	LINEのみ
受け渡し型 面会交流支援	1日	6,000円	一日分行き帰り3,000×2=6,000円 スタッフの交通費は2往復分必要 現場付近に待機が必要な場合は、スタッフの飲食代必要
	宿泊	12,000円	例)3泊4日宿泊面会交流 一日分⇒3000円×2=6000円 6000円×2日分=12000円 スタッフの交通費は2往復分必要
付添い型 面会交流支援	3時間	15,000円	スタッフの交通費、飲食代、入館料、入園料等、別途必要
	5時間	25,000円	
試行的 面会交流支援	料金は、各支援内容によります		

※料金は全て消費税が加算されます。予めご了承ください。

※料金支払いが難しい場合は相互扶助制度をご利用ください。

※DVや虐待など家族間に問題や葛藤が大きい場合は、臨床心理士の支援を受けるようお願いすることがあります。その場合、別途費用がかかりますのでご承知おきください。

面会交流支援の流れ

ステップ1

事前相談・受理面談・利用者契約

面会交流をめぐる様々な不安・対立感情について、お話をうかがい、びじっとのスタンスを説明させていただいたうえで、書面にて利用者契約を結びます。スカイプあるいはLINEのテレビ電話を利用いたします。※**試行面会交流が可能と判断した場合、ガイダンス前もしくはガイダンスと並行して行うことがあります。**

ステップ2:ガイダンス①

オリエンテーション(50分)

びじっとと連携する相談室の臨床心理士が実施します。子どもの心理や発達、離婚や別居、両親の争いと子どもの成長・発達との関係や、別居親・同居親としての心構え、子どもの権利条約について学んでいただけます。子どもへの影響を考慮し、受講時の子どもの同伴は不可とさせていただきます。ガイダンス(オリエンテーション+共同養育プランづくり面接)の基本料金はおひとり15000円です。オリエンテーション時に臨床心理士にお支払いいただきます。キャンセル期限はご予約日を含む3日前の午前中です。たとえば月曜日ご予約日の場合は土曜日12時までになります。キャンセル期限を過ぎると料金が発生いたしますのでご注意ください。また、ご予約時間を過ぎて入室された場合、延長はできませんので時間厳守をお願いします。

ステップ3:ガイダンス②

共同養育プラン作成面接(80分)

たとえ調停で合意ができていても、父母間、親子間の葛藤や問題などが大きく、そのとおり実施できないケースが少なくありません。葛藤や問題を乗り越え、子どもの成長・発達、子どもの利益を最優先させるため、臨床心理士と弁護士が共同養育プランの作成をお手伝いします。作成にあたり、調停合意文書等と思われる書類のコピーを事前にびじっとの事務所にご郵送ください。書類を参考にしつつご両親のご要望等をうかがうための面接を行います。ご両親同席が難しい場合には相談に応じますのでお申し出ください。面接時間が80分を超えた場合、もしくは再度、面接が必要になった場合は30分につき3000円の延長料金がかかります。キャンセル期限およびご予約時間についての注意事項は上記オリエンテーションと同じです。

ステップ4

共同養育プラン完成、面会交流スタート

心理士と弁護士がご提案する共同養育プランにご同意いただけましたら、面会交流がスタートです。面会交流の場所は、原則として一軒家「びじっとのおうち」(東京メトロ丸の内線 新大塚駅徒歩3分)にて行います。その他の場所をご希望の場合はご相談ください。

カウンセリングについて

お子さんが面会交流を嫌がっていたり、家族間やもと夫婦(カップル)間にさまざまな葛藤があるときは、まずご相談ください。家族・子ども問題に詳しい臨床心理士が専門知識を活かし、お子さんにとってよい親子関係を結び直すためのさまざまな援助を行います。

臨床心理士の紹介

木附千晶臨床心理士 プロフィール

IFF CIAP相談室セラピスト。文京学院大学非常勤講師。ジャーナリストとしての経験から社会・心理的視点で執筆活動を行う。子どもの権利条約日本『子どもの権利モニター』編集長。臨床心理大学院Alliant International University/California School of Professional Psychology 修士課程修了。

田中淳一臨床心理士 プロフィール

IFF CIAP相談室セラピスト。家族問題の専門家として臨床訓練を積みつつ、DV被害者の回復グループプログラムを実施し、地域活動センターでの心理臨床やスクールカウンセラーも経験。臨床心理大学院Alliant International University/California School of Professional Psychology 修士課程修了。

箕輪華 臨床心理士 プロフィール

IFF CIAP相談室セラピスト。非言語コミュニケーションに焦点をあてた信頼関係のプロセスや家族システムの視点を活かした専門活動を進める。現在は家族関係を中心にトラウマや対人恐怖、パニック障害などの治療に携わる。帝京大学大学院臨床心理学専攻修士課程修了。